

# 令和6年氷川町農業委員会第8回総会議事録

1. 開催日時：令和6年8月8日（木） 午後1時30分開会

2. 開催場所：氷川町役場 災害対策室

3. 出席委員：14名

1番 濱田 正澄	2番 松本 莊一	3番 小田 敏勝
4番 前田 英一	5番 木野 武盛	6番 滝本 博文
7番 中田 珠樹	8番 橋本 淳一	9番 井副 陽子
10番 本山 満	11番 橋本 竜一	12番 宮本 和明
13番 伊藤 秀子	14番 永田 裕二	

4. 出席農地利用最適化推進委員：13名

1番 有田 達也	2番 片山 一哉	3番 立川 清一郎
4番 田中 幸喜	5番 鉄島 敬一	6番 中川 正人
7番 本田 進	8番 本田 信義	9番 前田 洋志
10番 増住 公成	11番 松田 継司	12番 丸山 修二
13番 宮本 一夫		

5. 議事日程

日程1. 開会

日程2. 会長挨拶

日程3. 町長挨拶

日程4. 議事録署名委員の指名について

日程5. 説明事項

- (1) 関係法令、総会会議規則、慶弔規定について
- (2) 農業委員会業務内容について
- (3) 農業委員と農地利用最適化推進委員の役割について
- (4) 農地等の利用の最適化の推進に関する指針（案）について

日程6. 議案審議

議案第31号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第32号 氷川町農用地利用集積計画（所有権移転）について

議案第33号 農用地利用集積促進等計画書（配分）について

日程7. その他

日程8. 閉会

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 坂梨 俊弘

事務局長補佐 河野 秀和

係長 續 貴志

会計年度任用職員 尾下 眞奈美

主事 上田 菜月

## 7. 会議の概要

坂梨事務局長 本日の出席委員は過半数に達していますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により総会は成立いたしました。ただ今より令和6年氷川町農業委員会第8回総会を開催します。

それでは、氷川町農業委員会総会会議規則の第4条の規定により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事進行は永田会長にお願いしたいと思います。

はじめに永田会長よりご挨拶をお願いします。

永田会長 <挨拶>

坂梨事務局長 つづきまして、本日ご出席いただきました藤本町長よりご挨拶をお願いいたします。

藤本町長 <挨拶>

坂梨事務局長 今回は、推進委員の皆様方を交えた初めての通常総会でありますので、ここで自己紹介をお願いしたいと思います。

まずは、会長から農業委員の皆様方順番に、その後推進委員の皆様方へお名前、地区名などを含め自己紹介をお願いいたします。

<自己紹介>

坂梨事務局長 これより議事に入りますが、ここで町長は退席となりますので、ご了承ください。

<町長退席>

坂梨事務局長 それでは、氷川町農業委員会総会会議規則第4条により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事の進行は永田会長にお願いいたします。

永田議長 それでは、氷川町農業委員会総会会議規則第10条第2項に規定する議事録署名委員について、1番、濱田委員、2番、松本委員を指名いたします。

つぎに農業委員会の説明事項についてです。事務局より説明願います。

—<説明事項(1)～(4)説明>—

永田議長 つぎに議案審議です。議案第31号、農地法第5条の規定による許可申請について上程します。案件は1件です。事務局より説明願います。

續係長 議案第31号の説明の前にこの案件について補足説明をします。この土地に関する転用は6月末に資材置場で申請がなされ、先月の総会で許可判断の協議を行いましたが、委員の意見により許可保留としていました。

許可保留とした理由は、委員より申請地付近の住環境悪化の懸念が示され、判断を行うにあたり一度地元での話し合いを行うよう転用事業者に促し、次月採決を行うものとなりました。しかし、6月に出された申請は7月下旬に取下げをされ、新たに駐車場という目的で申請を出され、今月の総会に上程しました。

なお、申請の締め切りについては、議案作成前の混雑を避けるべく広報誌等では毎月22日としていますが、議案作成に間に合う場合には、締切後の申請であっても、これまでも、これからもお受けしていくということで事務処理をしていきたいと考えています。

それでは、議案第31号の1番についてご説明します。1Pをご覧ください。申請人の住所氏名、申請物件等はお手元の資料にてご確認ください。

申請地は南鹿野地区の集落内にある小規模な農地です。

譲受人は土木建設業の代表取締役で、申請地①には従業員の自家用車及び事業用トラックの駐車場として利用されます。申請地②は月極貸し駐車場として利用する予定です。

土地の選定理由としては、申請地①は社員、役員の多くが代表取締役の自宅で出勤処理をしていることから自宅と会社事務所の間にある申請地が大変便利な場所にあること、申請地②は近隣に貸駐車場が必要との要望があることから申請をされました。

給排水計画については、給水、生活雑排水は駐車場なのでありません。雨水は自然浸透ですが道路に接する部分には新たに側溝を設置して南側、東側の排水路に流すとのことです。

申請地は農用地区域外で、農地の区分は第3種農地、第1種農地にも属さないため第2種農地に区分され、許可可能な案件です。なお、現地立会については、先月実施しておりますので、行っておりません。以上で説明を終わります。

永田議長

ただいま事務局より説明がありましたが、何かご意見はありませんか。

濱田委員

ここはですね、事務局から説明がありましたが先月では資材置場で申請されていまして。今回は駐車場で申請されたというわけですが、この通りは道が狭いです。それで駐車場の図を見てみますと大型車とか結構入ってくるし、一つは月極駐車場としてあるのですが、この会社は従業員が5.6人しかいないということですから、こんなにスペースがいるのかなと思いますね。

私としましては、地元の周辺住民に聞き取りをしましてところ環境の悪化が懸念されるということで地域住民は反対だということと言われています。私も地域住民の意向は反映させないといけないのかなと思います。一番の理由としては、環境の悪化が懸念されるということです。騒音とかホコリとかがあると思います。私としてはここは賛成できないと考えております。

立川推進委員 駐車場になったというのは、地域住民との話し合いがあっ  
て出してこられたのではないのですか。

濱田委員 話し合いはしていないですね。駐車場ということも知らない  
と思います。

話し合いをするはずだったのですが、前の農業委員と話を  
して話し合いをしても中々地域住民も本人を目の前には  
意見を言えないだろうということですね。

立川推進委員 おそらく会社としては資材置場で置きたかったというの  
があると思います。ですので、本音で話し合っ  
て問題があれば対策する必要があると思いますよ。

濱田委員 申請は今駐車場を出してあるのですが、いずれは資材置場・  
廃土置場になってくると思いますけどね。

農業委員会から許可を出したあとは、事業者のやるとおり  
でしょうから。

立川推進委員 あとから農業委員会に対して文句をいってこられたらどう  
しますか。

濱田委員 それは農業委員会の多数決で決めますので、農業委員会で決  
定したこととなりますよね。

立川推進委員 地域の住民ももうちょっと強く意見を言ったらいいと思  
いますが。もうちょっと話し合いが必要なのではないかと思  
いますけどね。農業委員会で決定を出すわけですから。

濱田委員 それはですよ、農業委員会で決定したらあとは農業委員会  
の手から離れるわけですから、道が崩れたりとか問題が出て  
きたときはどこが責任をとるのかという話になるわけ  
ですよ。

永田議長 よろしいですか。これは7月でも総会で話し合っ  
てもらって保留となり  
て今月また出してもらったわけですが、農地法と  
しては完全に許可できる案件なんですよ。これを反対とした  
場合、反対とした理由をはっきりしないといけません。

濱田委員 よろしいですか。農地法的には問題ないと、ただ法律家の先  
生に話を聞いたのですが環境に問題があるときにはそれはそ  
ういった原因にはなりませんよ。ということでした。

- その後の判断は農業委員会がどう決めるかでしょうね。多数決で決まれば決定ですし、ただ私は地元としては反対です。
- 本山委員 よろしいですか。今まで許可は法律的には問題ないけど、ただそれだけ地域住民の反対があるのならある程度のことを誓約書のような形で限定付きで許可を出すとかはなかったのでしょうか。
- 伊藤委員 7月に農業委員で十何件周って話を聞いたのですが、資材置場だったらダメだと。そしたら駐車場に替えられたので、農業委員会事務局に行って1筆書いてもらうとか、資材置き場にしませんということを書いてもらうことはできますか？とお聞きしました。その答えは事務局からいただければと思います。
- 續係長 農業委員会から出す許可証につきましては、そこまで求められることはないと思います。ただ、基本的には何か起きた場合、そこで交通事故が起きた、道路が壊れたなどはこれは事業計画者の責任になります。農業委員会の責任としては、農地法に基づいて許可をしたかしなかったかということに関しては責任は問われると思います。ですので、その後何か問題がおきたことに対して責任を問われることはないかと思います。
- 濱田委員がおっしゃっている住民が心配に思っていることは重々お伝えはします。
- また、法改正があつておまして駐車場や資材置場の転用に関しては、許可後3年間は6ヶ月ごとに報告書を提出することとなっております。そのため、3年間は農業委員会へ何かしら報告があることと思います。その報告を農業委員会として見守っていけばいいのかなと思います。
- 濱田委員 よろしいですか。裏返せば、3年過ぎたらもうなんでもやっついていいということですか。
- 續係長 そこが一番難しいところですが、これは農地法に限らず法律が適用されたらその法律の効果を得ることになります。転用許可もらってすぐ全然違う目的にされたらそれは本来の目的も達成していないのにといいけないことだと思います。QAには仮に駐車場として3年間使われた後に、経済事情などの理由があつて資材置場になったと、違う使い方をしていた場合、それはそれで問題はありません。それはすでに農地ではなく、農業委員会の手から離れていることがひとつ考えられます。許可条件違反というのをどこまでとれるのかというのは難しいところになります。以上です。
- 永田議長 そろそろ採決に入りたいと思います。いかがですか。



よって賛成7、反対1で本案は原案のとおり決定とします。  
つぎに議案第32号、氷川町農用地利用集積計画（利用権設定）について上程します。事務局より説明願います。

尾下職員

議案第32号についてご説明します。  
2ページと3ページをご覧ください。  
2ページは相対契約で直接貸し借りの契約になります。3ページは農地バンク利用の契約になります。  
4番の借手ですが、新規就農者になります。就農計画認定申請書も提出されており計画的に営農される予定です。  
貸人、借人、農地の所在については資料をご覧ください。  
今回の新規利用権設定は、9筆で23,450㎡です。  
以上で説明を終わります。

永田会長

ただいま事務局より説明がありましたが、何かご意見はありませんか。  
(異議なし)

永田会長

異議もないようですので、議案第32号について採決します。  
決定することに賛成の方は挙手願います。  
(全員挙手)

永田会長

全員賛成です。よって、本案は原案のとおり決定します。  
つぎに、議案第33号農用地利用集積促進等計画書（配分）について上程します。事務局より説明願います。

尾下職員

議案第33号についてご説明します。4ページをご覧ください。この案件は農業公社をとおした農地バンクの契約です。3件ともに期間満了に伴う再設定となります。借人、農地所在地は資料をご確認ください。以上で説明を終わります。

永田議長

ただいま事務局より説明がありましたが、これはバンク法第19条第3項の規定により農業委員会の意見を聴取することとなっております。何かご意見はありませんか。

中田委員

農地バンクについて質問してよろしいですか。  
相対で農地貸借の契約をしている場合は、耕作者の作付けがよかったり悪かったりで契約内容とは違うけど賃料を少し変えたりとかできますけど、農地バンクの場合は変えたりできますか。

上田主事

農業公社は全市町村の農地バンク契約の賃料を管理していますので、その時だけ賃料を変えるというのはできません。ただ契約期間の途中で、これからの賃料の変更をしたいときは変更届を出していただければ変更することができます。一時的な賃料の上げ下げはできません。

永田議長

ほかにありませんか。

(異議なし)

永田議長 異議もないようですので、本案は原案のとおり認めます。議案審議については以上になります。

つぎに、その他連絡事項です。事務局より説明願います。

坂梨事務局長 ——<事務連絡等について説明>——

永田議長 委員の皆さまから何かありませんか。

井副副会長 それでは、閉会を行います。

以上で、本日の総会日程は、全部終了いたしました。これをもちまして総会を閉会します。

(午後 4 時 05 分閉会)

上記の通り相違ないことを証するため、署名・捺印する。

議長 \_\_\_\_\_ (印)

委員 \_\_\_\_\_ (印)

委員 \_\_\_\_\_ (印)